

# 平成31年度与党税制改正大綱に対する都の見解

平成30年12月  
東 京 都

# < 目 次 >

- 新たな「偏在是正措置」の考え方は、  
地方税の存在意義を否定するもの…………… 1
- 新たな「偏在是正措置」を実行する根拠がダブルスタンダード…………… 2
- 「偏在是正」のみを目的に設計された新制度…………… 3
- 自治体の改革努力・意欲を失わせる「偏在是正措置」…………… 4
- 地方税の国税化は、地方分権に反する…………… 5
- これまでの「偏在是正措置」に効果はあったのか…………… 6
- 税収の格差は地方交付税で調整済み…………… 7
- 偏在是正は消費税の増税分以上の減収をもたらす…………… 8
- 将来の財政需要も見据えた措置をすべき…………… 9
- 日本の持続的成長のためには東京への投資が不可欠…………… 10
- 目指すべきは都市と地方の「共存共栄」…………… 11

# 新たな「偏在是正措置」の考え方は、 地方税の存在意義を否定するもの

- 国は、新たな「偏在是正措置」の導入の根拠として、地方法人二税の税収シェアとGDP(県内総生産)シェアの関係という新たな考え方を示し、東京都の地方法人二税の税収が、「県内総生産」の分布状況と比較して集中していることを取り上げ、東京から地方へ財源を移転することが必要であるとしている。
- 地方法人課税は、受益に応じた負担を法人に求める税である。今回、国が新たに示したGDPシェアという考え方が、課税の目的に照らして合理的なものであるのか疑問である。(GDPは、赤字法人の損失なども加味されている一方、地方法人二税は主に黒字法人の所得に課税していることから、単純に比較することは不適當ではないか)
- 東京から地方へ移転させる財源の規模をあらかじめ定め、都合のよい理屈をこじつけただけではないか、とも考えられる。仮に、この先、都内総生産のシェアが上昇したら、地方法人二税の都への配分を元の状態に戻すのであろうか。
- 地方法人二税の課税根拠である地方税の「応益性の原則」に優先して、GDPシェアに応じて配分することは、地方税としての存在意義を否定することにつながりかねない。

地方法人二税シェア  
東京都：26.3%



GDPシェア  
東京都：19.9%

国：この乖離が問題であり、  
新たな「偏在是正措置」が必要

**⇒地方税の存在意義の否定**

## 新たな「偏在是正措置」を実行する根拠がダブルスタンダード

- 総務大臣は、平成28年度税制改正後の状況変化として、地方税収の増加に伴い、地域間の財政力格差(人口一人当たり税収等)が拡大しており、これを是正するために、新たな「偏在是正措置」が必要であると語っている。
- 一方で、今回示された新たな「偏在是正措置」では、地方法人二税の税収シェアとGDP(県内総生産)シェアの関係という新たな考え方を示し、GDPシェアに応じた配分となるよう、国税化する規模、税率、譲与基準等を定めている。
- 新たな「偏在是正措置」を講ずる必要性の根拠が、地域間の財政力格差の拡大なのか、GDPシェアとの差の解消なのか、国は状況に応じて都合の良い理屈を持ち出しており、ダブルスタンダードとも言える対応ではないかと考える。

## 「偏在是正」のみを目的に設計された新制度

- 現行の法人事業税の暫定措置には、不十分ながらも法人課税の考え方を残した制度設計がなされていたが、新制度については、都の配分を減らすことだけを目的に設計されたことで、税理論からはかけ離れた姿となっている。
- そもそも地方譲与税は、課税技術上の便宜を考慮して、本来地方税であるべき税源を国税として徴収し、それを税源の状況を示す客観的な基準によって配分するものである。しかし、今回創設される特別法人事業譲与税(仮称)は、法人の事業活動に対応しない「人口」という基準によって配分がなされている。
- さらにその上で、不交付団体に対する譲与制限を設け、留保財源相当(当初算出額の25%)のみを譲与し、残余の75%は譲与しないものとしている。

新たな措置の趣旨・目的を踏まえて「人口」を譲与基準に採用しておきながら、さらに譲与制限を設けることは、妥当性を欠くものであり、実質的に唯一の不交付団体である東京都を標的とした恣意的なものであると言わざるを得ない。

	現行の暫定措置		新たな措置
<b>譲与基準</b>	人口、従業者数で配分	➡	人口のみで配分
<b>都のシェア</b>	13.1 %		さらに
			人口で配分 + 譲与制限 ※不交付団体は3/4が制限
			2.65 %

## 自治体の改革努力・意欲を失わせる「偏在是正措置」

- 都は、バブル経済崩壊後、国に先駆けて歳出抑制に舵を切り、不要不急の事業を選別し、投資的経費などを抑制してきた。また、平成11年度から、二次にわたる「財政再建推進プラン」に基づき、財政再建に向けた取組を進め、内部努力や施策の見直しを徹底して行ってきた。
- さらに、財政再建達成後も、健全な財政運営を維持するため、事業評価に取り組み、平成19年度以降、約1兆円の財源を確保し、基金積立など将来の備えにつなげてきた。
- 現在の都の健全な財政は、これらの不断の見直しにより確立されたものであるが、こうした努力による成果（基金残高の大きさなど）を捉えて、都が裕福であるとし、財源の拠出を強いることは、自治体の改革努力・意欲を失わせることに他ならない。

### 職員定数の削減

平成4年度を100とすると

国 **97.8**      東京都 **65.6**

### 監理団体改革

平成11年度と29年度を比較すると

団体数・都派遣職員数・役員数 **半減**

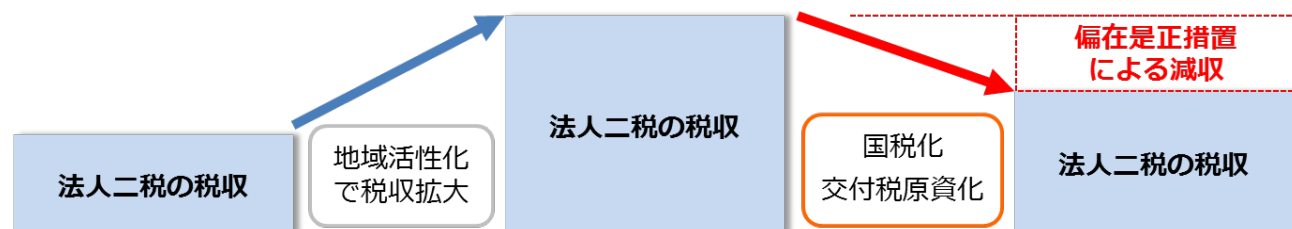
### 事業評価による財源確保



## 地方税の国税化は、地方分権に反する

- 地方の重要な基幹税である地方法人二税を国税化して、地方交付税や地方譲与税で配り直す仕組みは、地方の自主財源を縮小させることにほかならず、地方の自立と活性化を目指す「地方分権」に逆行するものである。
- 地域経済の活性化による税収の拡大は、まさしく「地方自治の成果」である。しかし、地域経済が活性化することにより税収が拡大すればするほど、交付税原資化や国税化される金額も拡大し、企業活動と無関係の他の自治体に配分されてしまう。
- このような制度では、自ら経済を活性化させ、税収を増やし、交付団体から不交付団体に脱却しようとする、自治体の頑張るインセンティブは阻害されてしまう。
- こうした地方の自立と活性化を阻害する「地方分権」に逆行するような措置では、真の地方分権の実現にはつながらない。

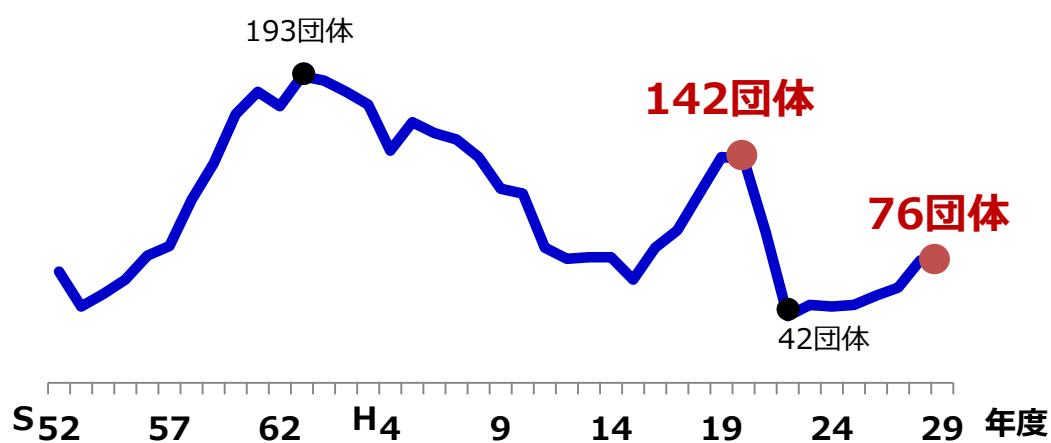
### 「法人二税の国税化」は自治体の自主財源を奪い、頑張るインセンティブを阻害



## これまでの「偏在是正措置」に効果はあったのか

- 平成元年度以降、都市部と地方部の財政力格差を名目に幾度となく繰り返されてきた不合理な税制度の見直しにより、都はこれまで、30年間で6兆円もの巨額な財源の拠出を余儀なくされてきた。
- しかし、地方部に配分された財源が、地方経済の活性化や人口増加など、地方の自立に役立ってきたという話は一向に聞こえてこない。
- また、国は平成25年6月に「不交付団体数をリーマンショック以前の水準にすることを目指す」と閣議決定しているにもかかわらず、自立的な財政運営が可能な「不交付団体」の数は、未だリーマンショック以前の水準の半分強に留まっている。
- これまでと同じような「対症療法的な措置」を繰り返していても、日本の成長にはつながらない。

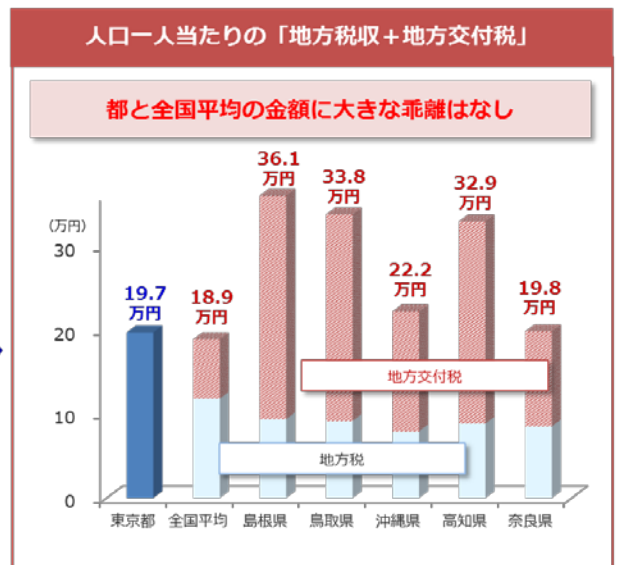
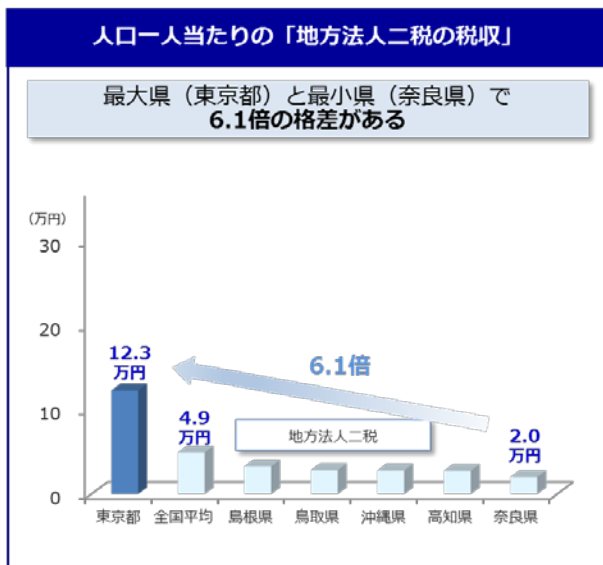
### 〔地方交付税の不交付団体数の推移〕





# 税収の格差は地方交付税で調整済み

- 国は、地方法人二税における人口一人当たりの税収の差が最大 6.1 倍あるとして、偏在是正の必要性を主張している。
- しかし、地域ごとに産業構造に違いがある中で税収に差が生じるのは当然であり、その財政力格差を解消し、各自治体に一定の行政サービスの提供に必要な財源を保障するために、地方交付税制度がある。
- 地方税に地方交付税を加えた金額で見れば、東京都と全国平均の金額に大きな乖離はない。
- 税収の多寡のみを取り上げて、「偏在是正措置」が必要であると論じるのは妥当ではない。



## 偏在是正は消費税の増税分以上の減収をもたらす

- 国は、今回の「偏在是正措置」を講じるに当たり、「地方税の充実確保」と「偏在性が小さい地方税体系の構築」は車の両輪であるとし、さらに、地方税の充実確保の要請との調和を図るためとして、地方消費税の充実による地方税収の増加の範囲内で地方法人課税の一部国税化を行うと説明している。
- しかしながら、東京都においては、地方消費税の税率引上げによる増収は1,000億円台である一方で、今回の新たな措置により約4,000億円の財源を失い、トータルとしては大幅な減収となっている。
- 消費税の税率引上げによる増収分については、社会保障4経費（年金、医療、介護、子育て）及びその他社会保障施策に要する経費の財源とする、と定められているが、都民が負担する消費税の増税分は実質的に棄損することとなり、社会保障関係経費の増加に係る財源は他の財源から生み出さなければならない状況になっている。

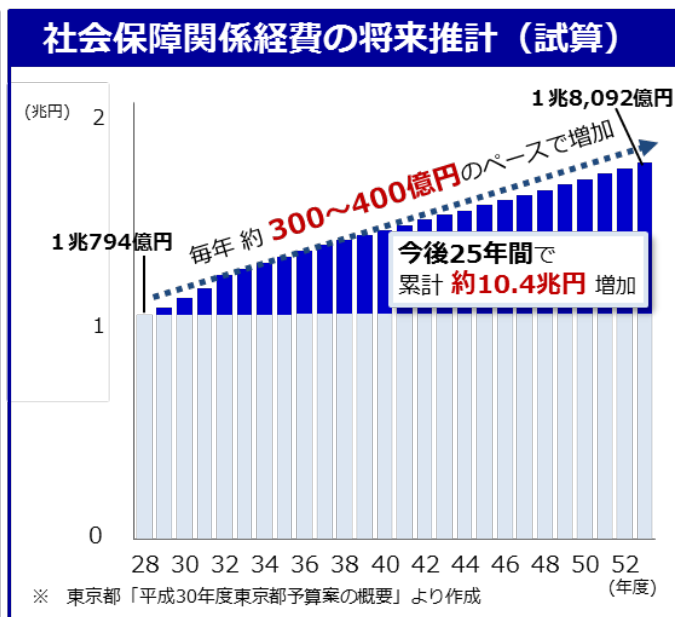
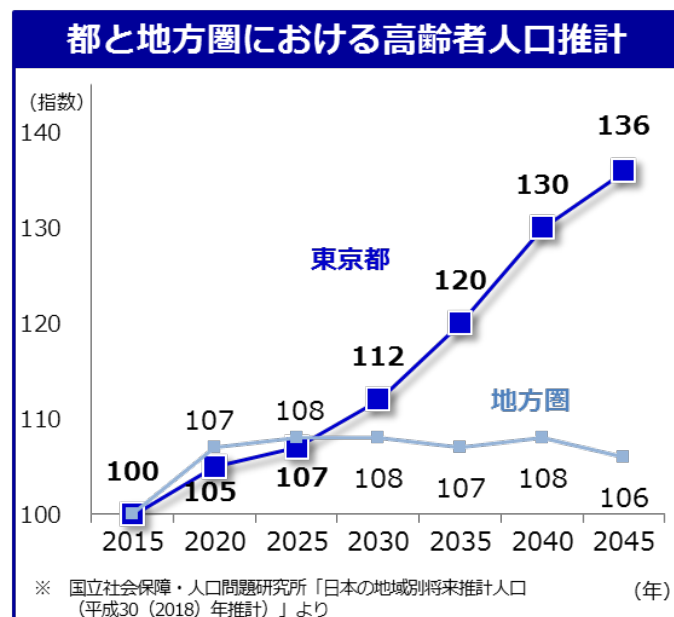
〔平成30年度当初予算ベースでの粗い試算〕

	現 行 (平成30年度)	新たな措置※を講じた後 (平年度ベース)
法人課税等	2.1 兆円	1.7 兆円
消費税	0.5 兆円	0.7 兆円

※新たな措置の影響額は平成30年度地方財政計画ベース

# 将来の財政需要も見据えた措置をすべき

- 都では、高齢者人口が2015年から30年間で約111万人増加、約 1.4倍となるなど、地方圏と比べて、今後急激に高齢者人口が増加する。このため、医療や介護等の社会保障関係経費は今後25年間で累計約10.4兆円増加する見込みであり、少子高齢・人口減少社会の到来への対応が喫緊の課題となっている。
- また、急速に老朽化する社会資本ストックの維持・更新経費、首都直下地震や集中豪雨等への対応経費、東京2020大会の成功に向けた取組に関する経費なども合わせると、都が今後直面する主な財政需要だけでも、25年間で累計約15.2兆円増加する見込みである。
- 将来の財政需要を考慮することなく、現在の一局面のみを捉え、恒久的な税制度の見直しを講じることは適切ではない。



# 日本の持続的成長のためには東京への投資が不可欠

- 世界では、アジアの新興諸国の急速な台頭など、国際的な都市間競争が更なる激化の様相を呈している。東京が世界との競争に打ち勝っていくためには、「羽田空港の機能強化」や「外かく環状道路の整備」など、国際競争を見据えた施策を更に積極的に講じていく必要がある。
- これらの事業は、東京だけ、都民だけが恩恵を受けるものではない。例えば、「羽田空港の機能強化」においては、都以外の地域に約7千億円の経済波及効果が生じると推計されている。
- 東京は日本経済の牽引役としての役割を担っており、その活力を削ぐような税制度の見直しは、日本の成長にプラスにはならない。

## 羽田空港の機能強化

(参考) D滑走路の総事業費

**約7,300億円**



さらに…

新滑走路建設による発着容量  
の拡大が必要

〔総事業費約6,200~9,700億円〕

## 外環道の早期整備

関越道～東名高速間

総事業費 **約1.6兆円**



さらに…

東名高速～湾岸道路間の  
計画早期具体化、着手が不可欠

〔総事業費(推計)約1.6兆円〕

## 目指すべきは都市と地方の「共存共栄」

- 日本全体の持続的成長の実現に向けて、目指すべきは、首都東京と地方が各々の役割を十分に果たし、共に成長する「共存共栄」である。
- 東京には、地方と世界の結節点の役割を果たし、世界からヒト・カネを呼び込み経済全体のパイを拡大することや、地方の豊かな資源と東京の持つ大消費地としての購買力・発信力を結び付けて新たな需要を喚起していくことが求められている。
- 現在、都では、各地の観光地と東京を結ぶルートの開発や、東京の入札情報を全国の企業に公開する取組を行っている。また、都の提案により、全国知事会に国産木材の活用PTが設置されたところである。
- 今必要なことは、いかにパイを拡大していくかについて知恵を出し合うことである。東京と地方が限られたパイを奪い合う「偏在是正措置」では根本的な解決にはつながらない。

〔日本各地と連携した外国人旅行者誘致〕



〔国産木材を使用したブロック塀の安全対策〕

